破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１３６３号
札幌市東区北８条東６丁目12番地72　ファミール北８―1003号
破産者　柿元　國男
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７７号
茨城県潮来市潮来335番地１
破産者　久保木彪夫
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第１７８号
茨城県潮来市潮来335番地１
破産者　久保木一幸
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第１６８号
埼玉県比企郡ときがわ町大字大野1322番地２
破産者　柴崎　一男
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第３０９号
福井県大野市貝皿第９号11番地
破産者　嶋田　　博
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３６７号
名古屋市中村区松原町１丁目54番地
破産者　伊藤　彰啓
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３６７８号
名古屋市港区辰巳町11番５号
破産者　正和鋼機こと　北村　正勝
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８１４号
大阪府岸和田市南町９番17―701号、開始決定時の住所大阪府泉佐野市俵屋407番地
破産者　木戸　久吉
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９０６号
大阪府岸和田市西之内町20番12号、開始決定時の住所大阪府岸和田市松風町10番47号
破産者　山形　福視
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４８２号
神戸市長田区堀切町17番４号　光曜荘204号
破産者　清水　善一
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２９号
広島市佐伯区藤の木３丁目３番４号
破産者　港　　正直
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３１号
広島市西区小河内町２丁目10番２―301号
破産者　末広旅館こと　中谷　賢正
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４１４号
群馬県高崎市剣崎町1251番地１
破産者　秋本　精一
1　決定年月日　平成23年10月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第４号
群馬県安中市松井田町人見1258番地５
破産者　下山　玉枝
1　決定年月日　平成23年10月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１１号
群馬県高崎市中島町105番地８
破産者　佐藤　智之
1　決定年月日　平成23年10月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１２５号
群馬県藤岡市保美1552番地
破産者　小山　満一
1　決定年月日　平成23年10月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第４６５号
新潟県南魚沼市六日町436－６　メゾンファースト202号、破産手続開始決定時の住所神奈川県相模原市相模大野５丁目６番17号
破産者　吉川　博志
1　決定年月日　平成23年10月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４５６号
神奈川県平塚市中里26番４―102号　レオパレス平塚ＩＫＥＤＡ、前住所神奈川県平塚市中里22番５号
破産者　武藤　直人
1　決定年月日　平成23年10月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部